

田沼行政センター外照明灯 LED 化に係る  
詳細及び実態調査業務  
仕様書

令和 5 年（2023 年）

佐野市総合政策部財産活用課

# 田沼行政センター外照明灯 LED 化に係る詳細及び実態調査業務 仕様書

## 第 1 章 総則

### (要旨)

第 1 条 本仕様書は、佐野市（以下「甲」という）が発注する、田沼行政センター外照明灯 LED 化に係る詳細及び実態調査業務（以下「本業務」という）を実施する受託者（以下「乙」という）が実施する内容を定めたものである。また、作業の詳細については本仕様書に定めるほか担当職員と綿密な打ち合わせを実施して、その記録と併に契約内容と同等の効力を有するものとする。

### (業務の目的)

第 2 条 本業務は、令和 4 年度に実施した田沼行政センター外照明灯 LED 化事業手法検討業務委託（以下「前年度業務」という）において報告された事業手法について、具体的に事業実施するための発注仕様書の検討及び工事精度確保のための資機材について詳細に調査するとともに、他市における同種業務の動向を抽出し当市にとって有効・有益な発注が行えるよう比較検討することを目的とするものである。

### (疑義等)

第 3 条 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議を行い決定するものとする。

### (業務概念及び技術者)

第 4 条 本業務の実施にあたっては、甲の意図及び目的を十分理解したうえで、経験豊かな主任技術者の選任とその他適切な人員を配置して高度な技術を発揮するよう努力するとともに、的確丁寧に本業務を行わなければならない。なお、主任技術者又はこれを補佐する技術者は、第 1 種電気工事士又は第 2 種電気工事士を配置することとし、契約締結時にその証となる登録免許の提出をすること。

また、配置する技術者は、公共施設の屋内又は屋外照明の設計・開発を実施した経験を持つものを選任させることとする。

### (瑕疵等)

第 5 条 本業務完了後といえども、乙に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに甲が必要と認める修正、その他必要な措置を乙の責任において行うものとする。

### (工期)

第 6 条 本業務の工期は契約締結日から令和 6 年 3 月 1 5 日とする。

(成果品納入先)

第7条 本業務の成果品納入先は佐野市総合政策部財産活用課とする。

## 第2章 業務内容

(業務概要)

第8条

(1) 基本数量

①対象設備保有管課数	29部署
②対象施設数	280施設
③対象設備数	屋内 59,399灯
	屋外 5,114灯
	合計 64,513灯

※上記の内訳（令和4年度の前年度業務成果より抽出）

分類	エネルギー削減可能性状況	灯数
A	エネルギー削減率が平均70%を超える設備数	3,649灯
B	エネルギー削減率が平均60%を超える設備数	57,945灯
C	エネルギー削減率が平均60%未満かつ投資回収年が10年以上かかる設備数	2,919灯

(2) 業務内容

- ①方針協議
- ②基本情報収集
- ③事例調査・検討
- ④詳細調査
- ⑤実施要領等の検討
- ⑥入札用実施設計書作成
- ⑦打合せ協議
- ⑧発注支援図書（案）作成

(方針協議)

第9条 本業務に先立ち前年度業務における報告書を甲より貸与するので、基本数量に示した対象設備の状況から甲が事業化する上で更に詳細に現地の立ち入り調査や実勢価格（令和5年4月改定の調達価格等）について調査する必要施設と項目について検討し、甲と協議の上、作業計画を立案する。

(1) 対象の施設・設備について事業化する手法について報告書の内容を分析し事業化の方

針立案を行い、甲の承認を受ける。

- (2) 事業化方針が複数立案されることを想定しており、その方針ごとに本業務にて設計する項目とその内容が異なることから、方針ごとの本業務の成果物項目を定める。
- (3) なお、事業化方針とは、民間資金及びノウハウ活用型の ESCO 又はリース事業と直営型の工事入札を想定している。但し、新たな補助金制度や地方債を利用する可能性がある場合は甲と協議しその可能性も本業務内で調査し最終報告書に言明する。

#### (基本情報収集)

第 10 条 前条で貸与する前年度業務の報告書以外で事業化する上で必要と思われるそれぞれの施設運営情報などを甲より収集する。

- (1) 乙は必要情報の項目を整理し甲の協力を受け収集する。
- (2) 想定する主な必要項目は、事業化を想定し、各施設の開庁又は営業日及び執務時間、工事車両や作業員の出入りに対する特別な制限、甲以外の指定管理者又は利用者への説明の必要があるかなど、甲と協議し決定する。
- (3) 収集作業は該当する施設の管理者のもとに赴き、事業説明を含め実地ヒアリングを行うことを前提とする。

#### (事例調査・検討)

第 11 条 第 9 条で協議された方針を鑑み、同種事業を先行して実施している事業について、その発注自治体を調査選定し、入札公示内容、条件、仕様及びその他関連する資料を収集する。また、収集した資料からその特徴を整理し甲に当てはめた場合のメリットとデメリットを検討する。

- (1) 選定する自治体数は、栃木県内を含め 3 自治体以上を想定している。
- (2) メリット、デメリットは経済性、即効性、地域性とエネルギー削減効果性及び独自の観点などの項目を想定しており、更に協議により追加で比較検討したい項目を要求する可能性もある。
- (3) 調査・検討結果は、収集した先行自治体の資料は別冊にまとめ、調査と比較検討した内容について報告書にまとめること。

#### (詳細調査)

第 12 条 詳細調査は、以下により行うこととする。

- (1) 実施方針に従った場合にはどのような費用、エネルギー削減などの効果をもたらすのか、これを実現するための設備の詳細について現地に赴き調査を実施する。
- (2) 調査の視点としては、該当の施設の利用状況（稼働時間）や照明器具の取り付け金具の劣化状況及び形状と引き込み電源の容量(A)とする。
- (3) また、事業実施時（施工時）に脚立又は足場や作業車を利用する事を想定し、資機材

の進入経路もこの詳細調査において確認する。なお、屋外も屋内も資機材を設置した場合の安全対策の手法や土壌及び床面保護の手法についても確認を行う。

- (4) その他施工時の設計積算に影響をおよぼす施設や照明器具の設置状況などが無いか、施設管理者からのヒアリングにより工事日程や時間の規制などが無いかをこの調査において把握し設計に反映させる。

(実施要領等の検討)

第 13 条 実施要領等の検討は、以下により行うこととする。

- (1) 実施方針の内、基本数量にある分類 A 及び B については、民間資金及びノウハウ活用型の ESCO 又はリース事業を想定しており、予算措置の観点から、他団体の事例調査の結果から甲と協議し本市にとって最適な実施要領の案を作成する。
- (2) また、予算設計を行うことを想定しているため、より詳細に施工精度や設備補償の観点も考慮した仕様条件の作成も行い、これに基づく設計を行うこととする。
- (3) 民間活用型の事業においては、そのメリットを最大限考慮することが求められることから、甲と充分協議し、事業実施前の段階からの全体ロードマップを作成し、長期間にわたる費用対効果の検証を行い甲に対し助言を行うこととする。

(入札用実施設計書作成)

第 14 条 入札用実施設計書作成は、以下により行うこととする。

- (1) 実施方針の内、基本数量にある分類 C については、直営方式を想定しており甲が行う入札執行に必要な実施設計図書が必要であるため、該当施設毎に設備配置図を作成し、そこから必要材料の抽出と労務費の積算を行う。
- (2) この直営方式の設計の過程で同じ施設内の設備を同一事業に組み込んだ方が費用対効果の面で有効である事が判明した場合は、基本数量にある分類 A 及び B に分けられている設備も含めることができることとする。但し、これにより A 及び B の費用対効果が薄れる場合は、その他の事由（工期短縮や補償面の優遇等）がない限り組み込むことはしない。また、この際は、甲にその事象の説明を行い承認が得られた場合に限ることとする。
- (3) 実施設計図書とは、工事仕様書、積算資料、設備配置図（CAD）、材料リストとする。また、置換可能な LED 照明器具の参考姿図もメーカーより調達する。
- (4) ここまでの作業により、基本数量にある分類 A, B, C に入れ替えがあった場合は、前第 13 条の作業にも反映させることとする。
- (5) 前 13 条及び 14 条で設計に使用する機器は、令和 4 年度業務成果資料に記載のあるものを原則とするが、新たな製品がメーカーより発売されている場合は、それを優先して採用し、使用する調達価格も実勢調達価格に合わせるものとする。また、労務単価についても令和 5 年度最新の工事労務単価を採用する。

(打合せ協議)

第 15 条 本業務実施にあたり、工程ごとの進捗報告と担当職員と綿密な打ち合わせを実施し、その記録を作成し双方の確認を行う。なお、想定する打ち合わせは 5 回程度を想定しているが、作業工程によっては必要に応じ適宜打ち合わせ回数を増やすことがある。この場合も、本業務遂行上での協議として仕様変更には該当しない。

(発注支援図書(案)作成)

第 16 条 乙は、甲において本業務の意図する事業目的を実施するにあたり、必要となる資料作成の支援を行う。なお、想定している資料は次のとおりとする。

- ① 予算化のための資料
- ② 入札に附するための資料
- ③ 他団体での発注資料(本業務仕様第 11 条関係)
- ④ 参考工事仕様書等
- ⑤ 参考プロポーザル実施要項等
- ⑥ その他

(その他)

第 17 条 本業務を遂行するにあたり、関係部署との調整が必要な場合は甲が行う。但し、その内容説明は乙が行うか説明用の資料を作成する。また、基本数量に変動があった場合は甲の担当職員に報告しその指示に従うこととする。

(成果品)

第 18 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 事業化手法毎の実施説明資料(方針協議資料含む)
- (2) 先行事例調査資料(3 自治体以上想定)
- (3) 詳細調査結果報告書
- (4) 実施要領等の検討結果資料
- (5) 実施設計図書
- (6) 協議により甲が必要と認めたもの及び作業過程で収集した資料と派生データ